

ふれ愛プラン'05
「私たちでつくるやさしいまち」
神栖市社協 第2次地域福祉活動計画
《改訂版》



平成 18 年 3 月

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会

ご あ い さ つ



このたび、神栖市社会福祉協議会ふれ愛プラン'05『私たちでつくるやさしいまち』第2次地域福祉活動計画『改訂版』がまとまりましたのでここに公表いたします。本計画は、旧波崎町社協との合併直前に策定されました計画を新生神栖市社協としてのスタートにあわせ、若干の加筆・修正を加えてとりまとめたものです。

本会は、第1次地域福祉活動計画（平成7年3月）、第2次社協行動計画（平成12年3月）と、これまで2本の計画を策定し、その都度めまぐるしい変化を遂げる「社会福祉」と、そこに求められる「社会福祉協議会のあるべき姿」を模索しながら地域福祉推進活動を展開してきました。

これまで社会資源の確保・整備として力を入れてきました住民ニーズを基とする、本会独自の在宅福祉サービスや行政からの受託事業の展開は、サービスを必要とする人々への直接的な支援としてその充実・強化を図ってまいりましたが、今後はこれらのサービス提供と共に地域福祉の推進に不可欠な人づくりや組織づくり、つながりづくりなど、『社協だからこそできる活動』により力を入れていく必要があると考えられます。

また、全ての住民福祉の向上を目指す活動の中には行政制度だけでは手の届きにくく、地域生活支援の具体的なシステムを早急に必要とする分野（精神障害・発達障害・引きこもり・子育て・権利擁護等）も多く存在し、この分野へ向けた活動の在り方が、大きな課題としてあげられます。

今、より一層の「支援の充実が望まれる分野」に光を当てた活動を、行政とのパートナーシップのもとで展開していくことが、21世紀の社会福祉協議会に求められる公益法人としての在り方であると言えます。

そこで今回も公募を含む15名の方々により「第2次地域福祉活動計画策定委員会」が設置され、上記の取り組みを計画的に展開していくため、それぞれの分野から貴重なご意見を頂き、熱心に論議・検討がされてまいりました。策定期間中には旧波崎町との行政間合併に伴う社協合併によって、作業中断（約5ヶ月間）を余儀なくされ、合併後も様々な事業・活動の調整に時間を費やすこととなりましたが、その中で改めて新市社会福祉協議会の存在意義・社会的役割を見つめ直すことができ、現在の複雑多様化した住民ニーズに応えていく福祉専門機関としてのあるべき姿を確認することができました。

この第2次地域福祉活動計画『改訂版』によって本会の変わらぬ目標である『私たちでつくるやさしいまち』実現のため、住民一人ひとりがそれぞれの立場になって考え行動されることを期待しますと共に、今後の計画の推進につきましても格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、大変ご多忙の中、策定委員会のアドバイザースタッフとしてご協力いただきました茨城大学・長谷川幸介先生、流通経済大学・佐藤克繁先生、立教大学・森本佳樹先生をはじめ委員並びに多くの関係者の皆様に衷心より感謝申しあげ、ごあいさつとさせていただきます。

平成18年3月

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会

会 長 保 立 一 男

は じ め に

「見える社協への転換」を合言葉に在宅福祉サービスによる問題解決機能の強化を盛り込んだ第1次地域福祉活動計画から「社協らしさの発揮」に向け社協が持つべき7つの機能（問題発見、調査研究、連絡調整、情報管理、評価検討・提言、組織化、問題解決）をケアマネジメント手法によって発揮していこうとした第2次社協行動計画を経て、今回第2次地域福祉活動計画『改訂版』が策定されました。

策定当初は、平成8年度から継続している事業評価をベースに全ての事業について細かく計画立てを行う予定でしたが、波崎町社協との合併作業による中断によって内容の大幅な変更を余儀なくされ、それによって今回の計画では、新生神栖市社会福祉協議会として継続すべき「活動理念」と「柱となるべき取り組み」のみといたしました。

また、第2次計画『改訂版』には第1次計画から一貫して『ノーマライゼーション』『インテグレーション』『住民参加』といった3つの理念をベースとしつつも、介護保険や障害者支援費制度等の導入を契機とした大きな福祉環境変化によって顕在化した神栖社協における直接サービス提供機関としての機能と、中心的に取り組むべき地域福祉推進機能との両立をいかに整理し、住民全体の福祉向上を図ることができるかという新たな課題に対応する処方箋としての役割を持たせることとしました。

策定作業は第1次計画からの取り組みを徹底的に総括した上で、今日の神栖社協による活動分野を（1）高齢者支援、（2）障害者支援、（3）ボランティア活動活性化支援の3つに大きく分け、それぞれの分野でどんな社会資源が整っているのか、何が不足しているのか、そしてその不足する分野の中で、今後社協は何をしていくのかを検証し、更にこの活動を進めていくために必要な（4）組織としての在り方についても併せて検証しました。

その結果、これからの社協活動はこれまでの取り組みで得ることのできた中立公正なコミュニティ・ソーシャルワーク機関としての機能をベースに、直接サービス提供機能は住民にとってのミニマムサービスの確保というスタンスで継続しつつ、精神障害者の地域生活支援をはじめ発達障害者支援、権利擁護や成年後見制度利用に関する支援など、これまで「光のあたっていなかった分野の福祉向上」に焦点を当てた活動を推進していくという方向性が打ち出されました。

どれだけ法律や制度が変わったとしても、社会福祉協議会が市内唯一の地域福祉推進中核機関と法的位置付けを持つ組織として、行政やNPO、民間事業所等では手の届きにくい分野の福祉向上を目指す取り組みを重視し、住民の生活課題を社会化していくことこそ社協の担うべき重点活動であると明確化したこの計画によって、わがまちが真のノーマライゼーション社会へと着実に進み『私たちでつくるやさしいまち』の実現に近づけますよう、住民の皆様のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成18年3月

第2次地域福祉活動計画策定委員会

委員長 阿部年英

目 次

第1章 総 論

1. 第1次地域福祉活動計画・第2次社協行動計画の総括	
(1) 神栖市社協活動の基盤整備	4
(2) 組織力・職員力の強化	6
(3) 高齢者福祉活動からの学び	8
(4) 新しい課題の発生	9
(5) 目的別コミュニティの構築という地域福祉活動	10
(6) 根本的機能の強化充実	14
2. 第2次地域福祉活動計画策定の背景とねらい	
(1) 神栖市社協存在意義の明確化	16
(2) より一層の「支援の充実が望まれる分野」への積極的な関わりの必要性	17
(3) 中立・公正な団体としての機能発揮	18
3. 第2次地域福祉活動計画の構成	19
4. 今後の推進体制	20

第2章 各 論

1. 基本構想	21
2. 基本計画	22
3. これからの社協機能と組織	
(1) 専門機能型社協への移行〔各種地域生活支援センター機能の発揮〕	23
(2) 専門機能型社協への移行〔法人後見団体機能の確保〕	25
(3) 福祉人材の開発・派遣型社協としての機能	26
(4) コミュニティの在り方の整理によるネットワーク型社協としての機能	27

第3章 実施計画

1. 実施計画の明記にあたって	29
2. 実施計画	
() 専門分野別地域支援システムの構築	30
() コミュニティ活性化へのアプローチ	32
() 社協在宅福祉サービスの自立化	33
() 社協組織体制の強化	34

参考資料	35
------	----

寄稿文	
茨城大学 生涯学習教育研究センター 助教授 長谷川幸介先生	36
流通経済大学 社会学部 教授 佐藤克繁先生	37
立教大学 コミュニティ福祉学部 教授 森本佳樹先生	38

第1章 総論

1. 第1次地域福祉活動計画、第2次社協行動計画の総括

(1) 神栖市社協活動の基盤整備

第1次地域福祉活動計画（平成7年度～平成16年度）、第2次社協行動計画（平成12年度～平成16年度）の策定は神栖社会福祉協議会の存在意義と役割を明確化し、本来的機能の強化を図る大きな契機となった。本会が地域福祉推進の中核機関として、住民の生活課題の発見から解決までをケアマネジメントの手法によって展開し、更にシステム化していくことで、まち全体の福祉向上を図り目標である「私たちでつくるやさしいまち」の実現を目指し続ける組織であることを確認できるものであった。

措置型福祉の終焉から契約型福祉への大きな転換を迫られたこの10年間は、住民が福祉の大変革に振り回されず「全ての人々が地域社会の中で自分らしく自立して生活していけるための社会環境を地域ケアシステムの構築によって実現していこう」を合言葉に、本会はこのシステムづくりのために「どう行動するか」に焦点を当て、組織としての機能を強化してきた。

具体的には、中学校区を1つの福祉コミュニティに位置付け、地域ケアコーディネーターを配置し、ひとり暮らしや寝たきり高齢者を始め、重度身体障害者や知的障害者世帯など年間2500件を超える在宅訪問活動から個別援助を展開した。「地域住民の生活ニーズを積極的に発掘しようとした訪問活動に重点を置き、一つひとつの家庭に埋もれる生活課題に共に悩み、ある時は既存制度の使いにくさを指摘し、またある時は本会自ら新たなサービスを企画・実施していく・・・」といった流れをこの取り組みにより創りあげることができた。

住民一人ひとりの相談から問題解決までを適切なアセスメントに基づいて過不足のないサービスを提供し、被援助者及びその世帯を中心とした支援ネットワークを組む。このような支援を継続することで家族全体のQOLが高まり、自立に繋がるといった対人援助における「エンパワメント」の重要性を確認することができた。更には、関わる1ケース1ケースを丁寧に展開していく中で、多くの関係機関、団体との連携の輪がより強化され、対人援助組織にとって最も重要な援助技術が「ケアマネジメント」であることを確信することができた。このように本会は、個別援助を通じた地域ケアシステムづくりによってコミュニティワークを進め、神栖市における社協活動の基礎を築いてきたといえる。

主な地域密着型サービス

相談事業(地域ケアセンター)

福祉総合相談	・日常的な福祉の困りごとから制度やサービスのことまで、福祉の相談機関として、窓口・電話・訪問による対応から、生活課題の解決に向けた総合的な取り組みをしています。
障害者生活相談	・自立生活をめざす身体・知的・精神・発達障害者やその家族の相談に応じ、福祉サービスの利用や社会参加活動へのコーディネートを専門機関との連携のもとで実施します。
福祉サービス利用援助事業 (地域福祉権利擁護事業)	・福祉サービスを利用するための契約のお手伝いや、生活費の管理、書類預かり等の支援をします。 ・成年後見制度利用についての相談に応じます。
ことばと発達の相談室	・ことばや発達の遅れている子とその親を対象に、コミュニケーションの取り方やことばを増やす訓練をします。(月2回)

在宅福祉サービス(在宅福祉サービスセンター)

福祉用具レンタル	・在宅の介護負担を軽減できる福祉用具をレンタルします。
移送サービス	・在宅のリクライニング式車イス及びストレッチャーで、通院手段の確保ができない方をリフトバスで送迎します。
わくわくサロン支援	・地域住民が交流できる場を各地域に設け、趣味活動等を近隣ボランティアと一緒に楽しめるサロンづくりを支援します。
当事者グループ支援	・同じ悩みや生活のしづらさを抱える者同士が互いに支えあえるグループ作りを支援します。 (精神障害者当事者の会(青空)週1回・精神障害者家族の集い 月1回・アスペルガー症候群を考える会(一休の会)月1回・高齢者介護者の会(わかば)月1回)
精神保健デイサービス	・レクリエーションやお話し合いなどのグループ活動を通じて、仲間づくりを通して社会参加のできる集いの場。(週1回)

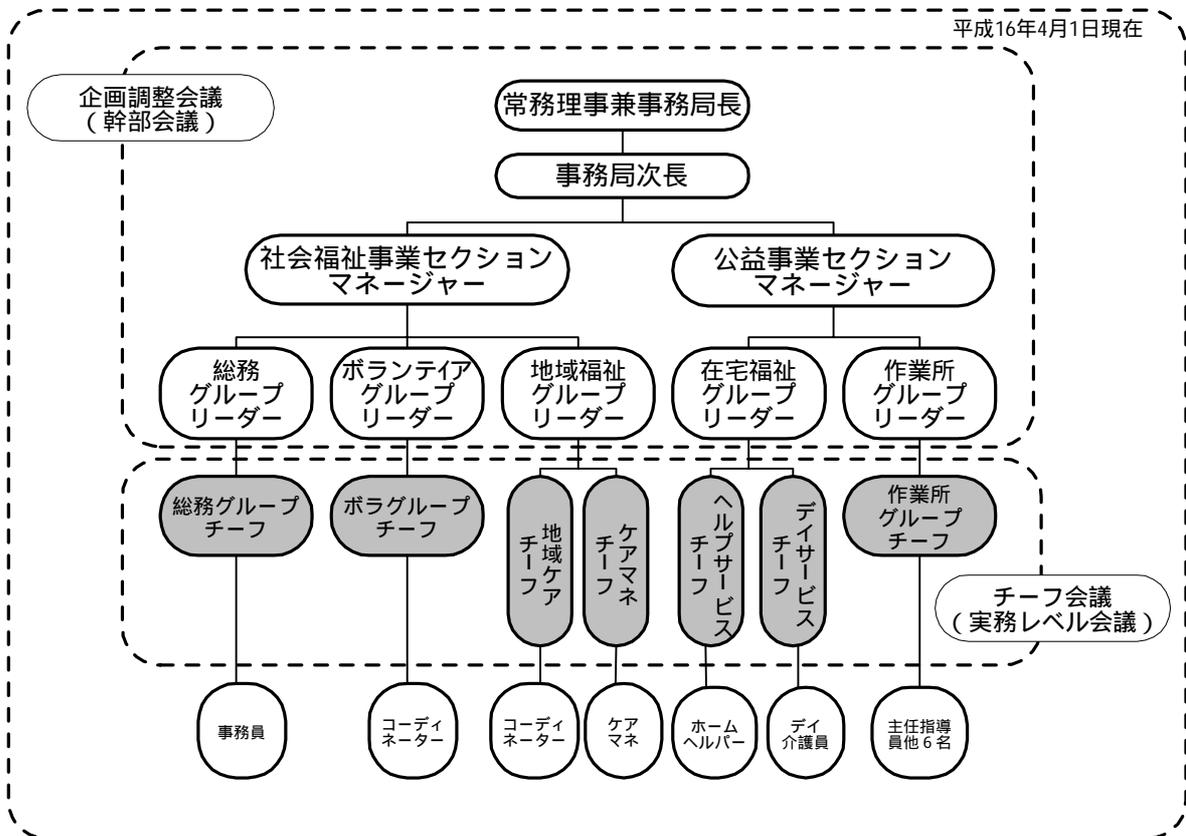
ボランティアセンター事業(ボランティアセンター)

ボランティア総合相談	・ボランティアに関する活動、利用、サークル立ち上げ、助成等どのような相談にも応じます。
ボランティアキャラバン	・車イス・アイマスク・お年寄り・点字・手話等の福祉体験講座を指定の地域、場所で開催します。
ういるかみす	・登録いただいた利用会員(年会費1,000円)宅へ、住民参加のヘルパーが食事作りや買物など家事のお手伝いをします。
理容・美容サービス	・お宅に訪問してヘアカットやメイクをします。
外出支援サービス	・ボランティアが外出困難な方の外出のお手伝いをします。
食事サービス(配食型)	・ボランティアがお弁当をお宅に届けます。(火・水・木・金の昼食)
食事サービス(会食型)	・1人暮らしの高齢者を招き、ボランティアサークル等が食事を作り、演芸などを交えて楽しい会食会を開きます。(年4回)
福祉車両貸出サービス	・車イス利用者とその家族に車イス乗車用福祉車両を貸し出します。

(2) 組織力・職員力の強化

社協組織強化の取り組みとして、2つのセクション（社会福祉事業・公益事業）それぞれにマネージャー、グループリーダー、チーフを配置し、各セクションの使命と責任、それぞれの職員の役割を明確化した。月2回のチーフ会議、月1回の企画調整会議（事務局長・次長・リーダー）を開催し、グループ別・セクション別の課題をそれぞれのレベルで検討し解決策を導き出す取り組みを着実に進め組織を重層的で横断的なものとした。

住民や他機関から寄せられる相談や依頼は個々の職員が福祉相談員として受けつつも、相談・ケースワーク・ケアマネジメント等の進め方、在り方について各グループ毎に毎朝、前日の相談とその対応について報告しグループとしての共通理解を深めるなど、職員個々のレベルアップとリーダーの教育力、指導力の強化を図った。



併せて、毎年6ヶ月ごとに実施してきた「事業評価システム」は、本会活動の全てを社協の活動原則に照らし合わせて厳しく評価することで、常に住民の新鮮なニーズに合わせたものへと切り替えていく・・・といった柔軟性と、本会内部はもとより他機関との有機的な連携なくして被援助者への生活全般にわたる支援は成り立たない・・・という連携活動の大切さを体現することができた。

更に、住民ニーズの把握、相談対応、課題解決に向けた調整、支援の提供、新たなニーズ把握、ケースアクション、ソーシャルアクション等、それぞれの場面でそれぞれに専門的援助技術を発揮しながら被援助者の生活課題を解決していく・・・といった実践を通じて改めて地域における本会の総合的機能を具現化することができた。

事業評価実施の方針 04

H16.9.28

【1. 目的】

- 住民ニーズに立脚した事業展開
- 定期的な事業の見直しによる社協活動の理念的目的の確認
- 住民・行政との協働システムの構築
- 各職員の資質向上と組織力の向上



【2. 評価の実施体制】

事業担当者及び各グループの役割
 事業の企画・実施に当たる担当者が、各事業ごとに客観的評価を行い、併せて自己の取り組み姿勢に対する評価を行う (個人評価)
 担当者の事業評価シートを各グループ内で評価し、グループとしての課題の確認、解決方法、役割分担等を明らかにし共通理解を図る。また、2次評価に向けてのスクリーニングを行う (1次評価 :グループ評価)
 グループ評価のまとめは各チーフが企画調整会議に提出し報告を行う。

チーフ会議及び企画調整会議の役割
 ・2次評価は、企画調整会議に各チーフが参加する形で実施し、他セクション事業の共通理解・社協課題の把握・対策(案)の検討の場と位置付ける。
 ・なお、2次評価の位置づけは、中間評価であり事業の見直しの最終判断は、予算調整後、総合企画委員会、理事会で行う。
 ・地域福祉活動計画の進行管理を行う
 ・事業評価結果を取りまとめる。
 ・事業評価に関して住民から意見や要望提案の窓口となる。
 ・評価の客観性を高めるための検討等、評価システムを改善していくための研究を行う

【3. 評価の種類・対象】

事業評価と重点課題評価
 事業評価：個別の事業を評価する。
 重点課題評価：地域福祉活動計画の基本構想体系のうち、重点課題別に事業評価シートを取りまとめた上評価を行う

実施評価と事前評価
 実施評価：前年度及び前期実施事業結果について評価する。
 事前評価：次年度事業予算化及び後期事業について評価する。

【4. 評価の方式】

評価観点	
達成度	目標値の達成状況は順調か・当年度事業予定に対して事業の達成状況は順調であるか・目標値の設定は妥当か)
必要性	事業実施が目的にあったものであったか・事業実施にあたり社協の関わりが目標通りであったか・社協が実施すべき事業か・実施事業のニーズはあるか)
効率性	実施事業の実施方法が最も効果的か・他事業と比較して妥当か・他事業と統廃合等による経費削減はできるか)
総合評価	各項目の評価を踏まえて今後の事業の在り方、方向性示す)
評価段階	
達成度	極めて良好・良好・不十分】3段階
必要性	顕大・変化なし・減少】3段階
効率性	改善された・問題なし・問題あり】3段階
総合評価	積極的推進・着実実施・見直し・廃止及び休止】4段階

【5. 2次評価】

各グループ内 1次評価の後、企画調整会議にて2次評価を行う
 2次評価の具体的な内容等
 評価対象・項目
 ・各グループが行ったすべての事業について行うが、総合評価重点度に着目し2次評価を行う
 各グループ評価との関係
 ・各事業担当グループの評価と2次評価が異なる場合は、2次評価を優先する。

【6. 評価結果の活用】

評価結果は次年度の予算編成並びに事業展開に活用する。
 職員の意識向上を図る。
 公私協働のシステム構築に役立てる。



【7. スケジュール】

「1次評価」各グループ内検討及び修正(原稿締め切り)	2004.10.15(金)
「2次評価」チーフ会議及び企画調整会議での検討	2004.10.18(月)～20(水)
総合企画委員会または、幹事役員会での検討	2004. _____
理事会での検討	2004. _____
予算編成(役場への要望)	2004.11.上旬

この一連の取り組みは、全国社会福祉協議会「月刊福祉」掲載の実践報告や関東ブロック社協研究協議会での活動発表等を通じて全国に発信され、北海道から沖縄県にいたるまでの社会福祉協議会役員組織による視察や研修会での実践報告依頼という形で評価を得ることができ、職員の大きな自信に繋がるものであった。

10年前には一人もいなかった社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の国家資格や介護保険制度における介護支援専門員(ケアマネジャー)資格の取得者は飛躍的に増加した。社会的責任を担うにふさわしい福祉援理論と技術、経験を裏付けとして持つソーシャルワーカー、ケアワーカーを各セクションに配置することが可能となり、職員全体の専門職種としての意識が高まり、本会が名実共に地域福祉の向上を目指す専門職集団としての責任と誇りを持ち始めることができた。

年度別、国家資格・ケアマネジャー資格取得者数

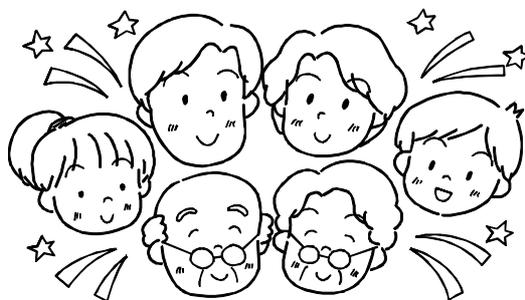
資格名	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	総数
社会福祉士	1	1					1	3
精神保健福祉士						1		1
介護福祉士	1	1		2	4		3	11
介護支援専門員	3	4	2	4	1	3	2	19

(3) 高齢者福祉活動からの学び

本会による提言機能では「かみず障害者プラン」や「高齢者保健福祉計画・第2期介護保険事業計画」の策定に地域福祉を推進する中核組織として参画を要請され、それぞれの計画に「地域ケアシステム構築の視点」が盛り込まれ、本会の取り組みの重要性が計画の中で明確化されることとなった。このような行政計画策定を通じたソーシャルアクション・ケースアクションにより、幾つかの制度が利用しやすいものに移行され、また新たな制度が創設されるなど住民にとっての福祉が大きく前進した。

特に高齢者福祉分野では、措置制度の解体と民間介護サービス事業者の自由参入により介護保険対象者の利用できる保険内サービスの充実が図られ、市独自の支援サービスやインフォーマルサポート体制も強化された。行政では高齢者に関する総合相談窓口として基幹型在宅介護支援センターを直営で設置し、高齢者を取り巻く福祉、保健、医療の総合調整、ケアマネジャーの指導、要介護予防事業、痴呆高齢者世帯の支援事業等、高齢者のための地域ケアシステムを公の責任で総合的に展開するようになった。

したがってこれまで本会が展開してきた年齢や障害区分で対象者を分けることなく、全ての住民を対象とした「地域ケアシステム構築構想」から高齢者部分が欠落する形となった。このことによって、本会の担う高齢者福祉分野の取り組みは、介護保険の居宅介護支援事業（ケアマネジメント）と在宅福祉サービス（ホームヘルパー・デイサービス・福祉用具貸与・訪問入浴）各種事業所、わくわくサロンや移送サービス等の地域密着型サービスの提供等へとスリム化を余儀なくされたが、行政が高齢者支援の重要性と取り組み範囲の拡大の必要性を認識し、基幹型在宅介護支援センターというソーシャルワーク機関を重要部所と位置付けたことは、本会による10年間の高齢者地域福祉活動への積極的な取り組みとソーシャルアクションの成果であるとも言える。

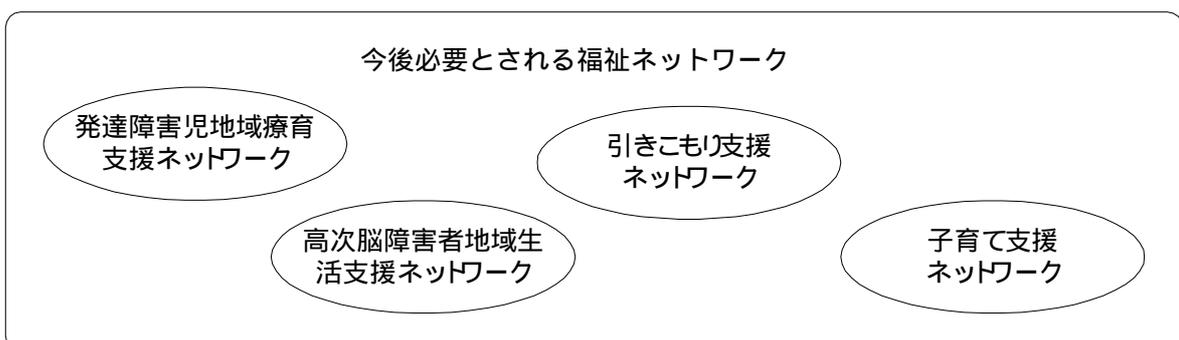


(4) 新しい課題の発生

幾つかの新たな課題が生まれた。地域福祉を推進する手段の一つである在宅福祉サービスの多くが、契約型サービスに転換され民間事業所の自由参入が可能となったことで、本会と民間事業所との間に対等な競合関係が生まれ、社会福祉協議会の中立・公平性が揺らぎ始めた。「介護の社会化」といった介護保険導入の理念よりも、民間業者の参入によりサービスの施設偏重や病院関係の保険制度化における総合化が進められるなど、介護保険制度のひずみがシビアな形でケアの市場化を促進させることとなった。これによりケアの問題を有した形で市場化は、地域をマーケットにケアサービスの販売競争を招くことになり、地域住民の相互連帯意識の醸成どころか不足するケアサービスの購入合戦となってしまった。よって社協と住民との連携を生かした「協働的取り組み」や「地域コミュニティづくりの活動」といった社協本来の使命が全うしにくい環境となった。つまり、今日の神栖市社協には、「ケア市場の中で各種在宅福祉サービス事業所の顧客の獲得を進めながら、一方で地域住民全体の連帯意識を高め地域福祉活動を推進する」といった相反する役割を担わざるを得ない状況となった。改めて本市の地域全体を冷静に見つめ直し、その中での本会の使命を再確認する必要が出てきた。

また、前述したように基幹型在宅介護支援センターが行政直営で設置され、高齢者施策の総体を公の責任において総合的に展開していくこととなったが、現段階における行政機構には福祉専門職の専従的継続配置というシステムが未確立であるため、極めて高い専門性と福祉倫理、更には継続的な対応が求められる基幹型在宅介護支援センターの本来の機能の確保に課題が残った。つまり、配属された職員によって取り組みの手法や支援提供の考え方が変化していくといった危険性を毎年抱えることになり、何よりも本会が目指し展開してきた従来の全住民を対象とした地域ケアシステムを高齢者・障害者・児童といった行政担当課の守備範囲で区わけされてしまう結果となってしまった。

上記のように今日の本会による高齢者支援活動範囲の縮小化と社協の中立性の確保、更には専門相談機関機能の確保という課題が新たに生まれることとなったが、一方で、既存の制度による対応にとどまり社会資源の整備や支援システムの構築途上となっている精神障害者分野、知的障害（児）者分野、発達障害（児）者分野、子育て支援分野など神栖市におけるより一層の「支援の充実が望まれる分野」への積極的関わりに力点をシフトできるようになった。



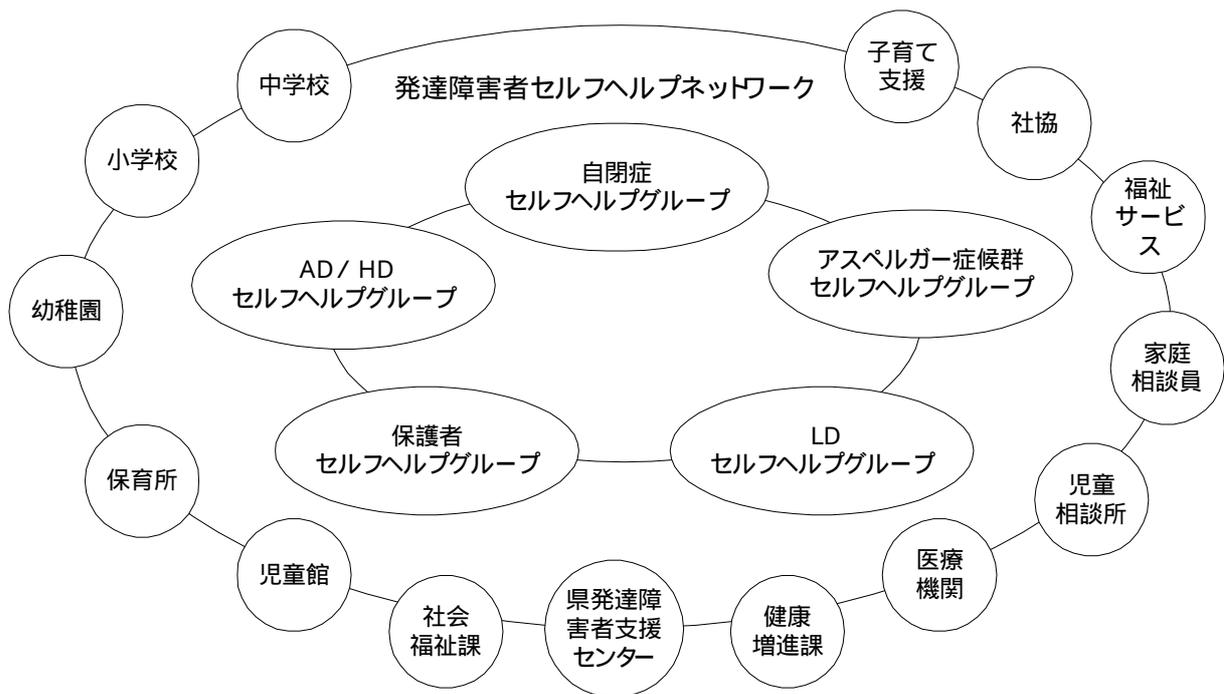
(5) 目的別コミュニティの構築という地域組織化活動

「アスペルガー症候群を考える会（一休の会）」という家族同士の情報交換の場、集いの場としてのセルフヘルプグループの設立は、ある家族からの相談を入り口に本会が「より支援の充実が望まれる福祉分野」への取り組みを推進していくべき組織であることを認識させてくれる契機となった。

本市には自閉症をはじめとするアスペルガー症候群・注意欠陥多動障害（AD/HD）・学習障害（LD）といったいわゆる発達障害者支援法に明示された障害を抱える人々への支援体制は未だ整備されていない状況にあり、本会実施の「ことばと発達の相談室」に数名の利用者がいる程度で、当事者と関わりを持つ保育士や幼稚園教諭、小中学校教師と家族だけが対応や養育課題に奔走しているというのが実態である。

早期発見・早期療育のシステム化を共通の目標としつつ、同じ悩みを抱える者同士が月に1度程度でも顔を合わせ、生活を語り、工夫を伝え、理解を深め合うことで、お互いに支えられ、繋がり合っていると実感できる集いは参加メンバーにとって有意義なエネルギー補給の場となっている。

社会的に不利な立場に置かれた少数派の一人ひとりの声に耳を傾け、生活課題の共有化をはかれるグループ等の経験を通じて個人の成長と発達を促進しようとする取り組みこそ、今日の社会福祉協議会に求められる重要な活動と言える。希薄化した地域社会の人間関係をこのような目的別のコミュニティ形成から進める必要性を確認できるものであった。



更に、精神障害者の社会参加・社会復帰の難しさという課題に対し、平成16年度より精神障害者のピアサポートグループ設立（企画書は参考資料61ページ～）を呼びかけ活動支援を展開した。隣市病院の精神科作業療法士の協力を得、月1回の予定でスタートしたが参加メンバーの増加・メンバーの社会参加に向けたモチベーションの向上から週1回の活動支援に切り替えた。メンバーを通じて、かかりつけの医療機関やP S W、家族との交流も増加した中で、改めて本市における精神障害者の社会参加・社会復帰支援策の少なさを痛感させられるものであった。

人口約5万人の旧神栖町だけでみると、精神保健福祉法第32条（通院医療費公費負担制度）利用者は約200人、精神保健福祉手帳取得者約50人は割合として決して多くはないが、依然として内なる偏見と差別を抱えひっそりと暮らす彼らが自らの努力と意志で社会参加していくための機会の確保を支援し、それらを繋げていく必要性を確認できた。

ピアサポートグループ支援のスタートを契機に、未だ参加できない当事者世帯への定期在宅訪問活動、精神障害者家族の集い支援、精神障害者地域生活支援ネットワーク会議、精神障害者ホームヘルプサービス等々の連携を強化し、併せて社会福祉課とのパートナーシップにより行政による支援範囲と医療機関による支援範囲、社協による支援範囲を柔軟性を持たせた形で明確化できたことは実施後1年の大きな収穫であった。また、これらの取り組みが行政側からの評価を得、平成17年度より本会による週1回の精神障害者デイケアの受託に繋がったことは、本市における精神障害者地域支援システムの構築に向けた大いなる前進であると言える。

このように、要介護高齢者・身体障害者・知的障害者への支援以外の分野には依然として多くの課題が存在している。社会福祉協議会は、全住民を対象に全住民のしあわせを願う団体として、未だ取り残された課題に対し積極的に関わり、住民と共に考え、工夫し、創りあげていこうとするフロンティア精神（開拓者魂）が不可欠であることを改めて実感として持つことができた。また、いかなるハンディキャップがあったとしても本人にとって安心できる豊かな人間関係を構築していくことによって、人は自分自身の誇り（プライド）を自覚し、前向きに自分らしく生きていこうと行動変容していくのだということを確認できるものであった。今後も在宅での暮らしを支援する直接サービスの充実を図りつつ、生活課題を抱える人同士が有意義な人間関係づくりを通じて社会参加への意欲を高められるよう、「集いの場・こころの交流の場」づくりを積極的に進めていくことの重要性を認識することができた。



精神障害者推計

近隣市町を含む精神障害者推計

市町村名	旧神栖町	旧波崎町	鹿嶋市	合計
人口	51,334人	38,909人	63,613人	153,856人
精神障害者総数推計	825人	626人	1,023人	2,474人
入院患者推計	135人	102人	167人	404人
通院患者推計	690人	523人	855人	2,068人
通院医療費公費負担受給者	187人	139人	355人	681人
通院患者公費受給割合(%)	22.7%	22.2%	34.7%	26.5%
精神障害者保健福祉手帳所持者	50人	51人	97人	198人
手帳所持者割合(%)	6.1%	8.2%	9.5%	7.9%
れいめい作業所利用者	3人	0人	9人	12人
保健所デイケア参加者	3人	0人	7人	10人

平成16年3月31日現在 潮来保健所調べ てんかんを含む

平成11年度患者調査

全国人口(H11.10.1)	126,860,000人		
精神障害者総数	2,040,000人	精神障害者総数/全人口	1.61%
入院患者	334,000人	入院患者/精神障害者総数	16.37%
通院患者	1,706,000人	通院患者/精神障害者総数	83.63%

旧神栖町の精神障害者実態

年代別の実態 働ける年代層

	～10代	20～50代	60代～	合計
男	2人	68人	10人	80人
女	6人	78人	19人	103人
合計	8人	146人	29人	183人



疾患別 ～50代まで164人の実態 作業所・授産施設等に通所できる対象者

	統合失調症	そううつ	神経症	薬物依存	その他	不明	合計
男	35人	2人	7人	6人	14人	7人	71人
女	42人	7人	9人	2人	24人	9人	93人
合計	77人	9人	16人	8人	38人	16人	164人

通所場所別 50代まで164人の実態 デイケア・作業所等への通所者数

場所	鹿島病院 デイケア	銚子市立 デイケア	旭中央 デイケア	保健所 デイケア	保健セン ターデイ	れいめい 作業所	合計
人数	17人	1人	1人	0人	7人	1人	27人 / 164人中

平成15年6月1日現在 神栖町社会福祉課提供

ピアサポートグループ「青空」参加者及び在宅訪問活動の推移

平成16年度	開催回数	参加者総数	訪問実施日数	対象者数
平成16年 6月	3回	14人	-	-
" 7月	3回	16人	-	-
" 8月	3回	15人	-	-
" 9月	3回	14人	3日	8人
" 10月	3回	13人	2日	5人
" 11月	3回	15人	3日	10人
" 12月	3回	17人	4日	8人
平成17年 1月	3回	18人	4日	9人
" 2月	3回	27人	4日	11人
" 3月	5回	47人	5日	12人
10ヶ月間合計	32回	202人	25日	63人

平成17年度	開催回数	参加者総数	訪問実施日数	対象者数
平成17年 4月	4回	46人	4日	10人
" 5月	4回	47人	4日	14人
" 6月	4回	41人	4日	12人
" 7月	5回	69人	5日	20人
" 8月	4回	57人	4日	11人
" 9月	4回	57人	3日	7人
" 10月	4回	54人	4日	13人
" 11月	4回	58人	4日	11人
" 12月	3回	48人	3日	6人
平成18年 1月	4回	48人	4日	13人
" 2月	4回	38人	3日	7人
" 3月	5回	61人	5日	17人
合計	49回	624人	47日	141人

波崎地区 精神保健クラブ活動参加者の推移

平成17年度	開催回数	参加者総数
平成18年 1月	1回	3人
" 2月	1回	6人
" 3月	1回	5人
合計	3回	14人



神栖市デイケア「青空」参加者の推移（平成17年4月～市より受託）

平成17年度	開催回数	午前参加者	午後参加者	参加者総数
平成17年 4月	3回	22人	9人	31人
" 5月	3回	31人	21人	52人
" 6月	5回	51人	42人	93人
" 7月	4回	51人	50人	101人
" 8月	5回	66人	58人	124人
" 9月	4回	43人	36人	79人
" 10月	4回	42人	49人	91人
" 11月	4回	63人	48人	111人
" 12月	4回	57人	50人	107人
平成18年 1月	4回	42人	35人	77人
" 2月	4回	44人	40人	84人
" 3月	5回	49人	46人	95人
合計	49回	561人	484人	1,045人

(6) 根本的機能の強化充実

結果として概ね計画通りに遂行された事業とそれに伴う組織強化が図られ、特に直接問題解決を図るツールとして多くのフォーマルサービスやインフォーマルサポートを持ったことで、住民からわかりにくかった本会が「見える社協」に変わり、質・量の拡充、拡大により「頼られる社協」へと移行してきたことは相談件数、サービス利用実績の推移が物語っている。

相談件数の推移

	窓口 相談	電話 相談	訪問 相談	在宅 訪問	申請 代行	権利 擁護	ボラン ティア	心配 ごと	総数
昭和61年度								21	21
昭和62年度								24	24
昭和63年度								47	47
平成元年度								57	57
平成 2年度								51	51
平成 3年度								51	51
平成 4年度								65	65
平成 5年度								35	35
平成 6年度	78							25	103
平成 7年度	120	68						46	234
平成 8年度	114	241		2517	40		38	61	3011
平成 9年度	248	535		1903	18		89	37	2830
平成10年度	219	602	50	1862	24		216	61	3034
平成11年度	387	742	636	1385	115		388	56	3709
平成12年度	194	474	27	1527	452		99	19	2792
平成13年度	201	245	24	1537	403	28	165	0	2603
平成14年度	236	251	16	1970	508	75	240	0	3296
平成15年度	193	186	14	2293	3135	118	334	0	6273
平成16年度	111	205	4	1926	2818	46	263	0	5373
平成17年度	240	258	7	3360	3513	32	217	0	7627



このように、本会における第1次計画の策定からの10年間は、社会福祉基礎構造改革を基とする介護保険時代への移行期にあたり、前半期は社協の本来機能である「住民ニーズの把握からケアマネジメント手法を取り入れた生活課題の解決までを1ケース1ケース丁寧に実施していくことを通じて地域福祉の向上を図る」といった本会の根本的機能を形成した期間であったと言える。後半期は介護保険制度、障害者支援費制度の創設にあわせ、在宅福祉サービスの提供機能を拡充、拡大しつつ公的支援策の遅れた分野へのアプローチを展開してきた期間であったといえよう。福祉の大きな転換の中で本市における社会福祉協議会としての在り方について自問自答を繰り返し、社会福祉協議会を名乗る以上曲げることのできない「活動原則」 住民ニーズ基本、 住民活動主体、 民間性、 公私協働、 専門性の5原則を、常に取り組みの核に置く活動を継続できたことは、いわば本会の強化充実を図る10年であったと言え、本会が今後、進んで行くべき道を明確に打ち出すことのできる力量を備え、更にそのビジョンを具現化できる組織としての基礎を創りあげることができたと振り返ることができる。

平成17年度版 神栖社協の福祉サービスがご利用できる				
相談事業	内容・問合せ先	地域ケアセンター	対象となる方	費用負担
福祉総合相談	福祉の相談機関として窓口・電話・訪問による相談対応・情報提供から生活課題の解決に向けた総合的な取り組みを展開します		どなたでも	
障害者生活相談	自立生活をめざす身体・知的・精神・発達障害者やその家族の相談に応じ、福祉サービスの利用や社会参加活動へのコーディネート等を専門機関との連携のもとで実施します		身体・知的・精神・発達障害者とその家族	ありません
福祉サービス利用援助事業 (地域福祉権利擁護事業)	福祉サービスを利用するための契約のお手伝いや、生活費の管理、書類作り等の支援を行います また成年後見制度利用についての相談にも応じます		判断能力の不十分な高齢者や障害者等	相談は無料です 支援1回1時間 900円～ 書類作り1ヶ月 500円
ことばと発達相談室	ことばや発達の遅れている子どもとその親を対象に、コミュニケーションの取り方やことばを増やす訓練を実施します(月2回)		ことばと発達に遅れのある子どもとその家族	1時間 2,000円 (予約制)
生活福祉資金の貸付	茨城県社協が運営する各種貸付資金の申請を受け付けます		高齢者、障害者、低所得者、離職者	利息 年利3%
在宅福祉サービス				
居宅介護支援	内容・問合せ先	在宅福祉サービスセンター	対象となる方	費用負担
居宅介護支援	一人ひとりに合わせた介護支援計画(ケアプラン)を作り、サービスの調整や申請の代行をします		介護保険の被保険者	自己負担金は ありません
ホームヘルプサービス	心身に障害のある方や高齢者などの家庭を訪問して、家事援助や介護のサービスを提供します		介護保険対象者、虚弱高齢者、身体・知的・精神障害者等	
デイサービス	送迎つきで入浴・食事及び、日常動作訓練等のサービスを提供します		介護保険対象者、虚弱高齢者、身体障害者等	介護度、所得等により 異なります
訪問入浴サービス	自宅での入浴が困難な方に居室内で暖かま入れる浴槽を使って入浴サービスを提供します		自宅での入浴が困難な高齢者または障害者	
福祉用具レンタル	在宅の介護負担を軽減できる福祉用具をレンタルします(電動ベッド、車いす、床ずれ防止マット、4点杖等)		介護保険対象者、一定期間必要な方	
移送サービス	在宅のリクライニング車イス及びストレッチャーで、通院手段の確保ができない方をリフトバスで送迎します		車での移動が困難なストレッチャー利用者等	ありません
わくわくサロン支援	地域住民が交流できる場を各地域に設け、趣味活動等を近隣ボランティアと一緒に楽しめるサロンづくりを支援を行います		どなたでも	
当事者グループ支援	同じ悩みや生活のしづらさを抱える者同士が互いに支えあえるグループ作りを支援を行います(精神障害者当事者の会(青空)週1回・精神障害者家族の会1月1回・アスベルカ～症候群を考える会(一休の会)1月1回・高齢者介護者の会(わかば)1月1回が発足)		生活課題のある当事者またはその家族等	実費程度
精神保健デイサービス	レクリエーションやお話し合いなどのグループ活動、仲間づくりを通じて社会参加のできる集いの場を提供します(週1回)		通院医療費公費負担制度利用者・精神障害者	
ボランティアセンター事業				
ボランティア総合相談	内容・問合せ先	ボランティアセンター	対象となる方	費用負担
ボランティア総合相談	ボランティア活動、利用、サークル立ち上げ、活動助成等の相談に対応します		どなたでも	
ボランティア交流サロン	個人、団体を問わず自由に利用できる活動スペースと必要な事務用品等を貸し出します(午前8時30分～午後9時まで)		どなたでも(年中無休)	えがおおもいやり
ボランティア活動支援	情報提供	県協や民間団体等の各種活動助成についての情報提供をします	ボランティア活動をしている、または関心のある団体、個人	
	活動保険	ボランティア活動中のケガや事故等を補償する保険の窓口となっています		自己負担200円より
ボランティアキャラバン	車いす・アミマスク・お年寄り・点字・手話等の福祉体験講座をご指定の場所、内容で実施します		学校や企業・商店会等ご要望に応じます	実費程度
善意金品の預託	現金・物品・使用済切手・ヘルマーク等の寄付預託の窓口です 寄付預託は福祉サービスや地域福祉事業に活用されます		個人・団体問わずどなたでも結構です	ありません
ういるかみす	利用会員(年会費1,000円)宅へ、住民参加のヘルパーが食事づくりや買物など家事のお手伝いをします		障害や病気等で家事ができない方	1時間 700～800円 +交通費 200円
出張ビューティサービス	外出困難な方のお宅に訪問してヘアカットやメイクを実施します		身体的理由で外出が困難な方	1回 2,000円
外出支援サービス	ガイドヘルプボランティアが外出困難な方の外出のお手伝いをします(外出の内容は問いません)		視覚・重度心身障害者	実費負担
食事サービス	配食型	ボランティアがお弁当をお宅に届けます(火・水・木・金の昼食)	一人暮らし高齢者、老老単世帯等	1食 400円
	会食型	ボランティアやサークル等が食事を作り、演芸などを交えた楽しい会食会を開きます(年4回)	一人暮らし高齢者	ありません
福祉車両貸出サービス	車いすのまま乗れるリフトつき福祉車両等を貸し出します		車いす利用者とその家族	車両を貸し出した状態に戻して頂きます
子育てサロン支援	子育てについての不安や心配などについて同じ立場のお母さんやボランティアと交流を深められるサロンを支援します		就学前の子どもとその家族	飲物をご持参下さい おやつはご遠慮下さい
身体・知的障害者通所作業所				
福祉作業所	内容・問合せ先	福祉作業所きぼうの家	対象となる方	費用負担
福祉作業所	在宅の心身障害者を対象に作業訓練、生活訓練等を通じて障害者の自立と社会参加の助長・促進を図ります。		身体・知的障害者 (15歳以上65歳未満)	ありません

平成17年4月1日現在

社会福祉法人 神栖町社会福祉協議会 神栖町溝口1746-1 神栖町保健・福祉会館内

(代表) 地域ケアセンター TEL 93-0294 ホームページ <http://www.bokuden.or.jp/~kami-shakyo/>
在宅福祉サービスセンター TEL 93-1029 メールアドレス kami-shakyo@bokuden.or.jp
ボランティアセンター TEL 92-4113

2. 第2次地域福祉活動計画策定の背景とねらい

(1) 神栖市社協存在意義の明確化

地方分権推進改革の進展により、中央主導から地方主体へと地方自治のあり方が大きく変わろうとしている。また、三位一体改革により国庫補助金の削減・廃止、税源の委譲等が急速に進められるなか、地方財源の再建についても大きな課題となっている。このような状況のなか、自治体においては合併や組織改革等による合理化、効率化に向けた取り組みが進められ、社会福祉協議会も社会福祉法第109条に基づき同様の対応が進められている。福祉の再編とともに社会福祉協議会の機能や役割も、よりそれぞれの地域特性に合った取り組みへと移行していく必要がある。「地域福祉推進の中核組織」を標榜しつつ介護保険や支援費によるサービス提供や行政からの受託事業のボリュームが増大したり指定管理者制度の導入によって本来機能を見失い福祉事業団化した社協が増加してきている。また、本来機能を追求しつつも福祉事業団化した社協との合併を契機に取り組みが契約サービスの提供のみに埋没してしまう危険性もはらんでいる。

平成17年8月1日の波崎社協との合併により新生神栖市社協がスタートしたが、それぞれの旧町における社協活動には大きな差異が存在している。これからの社協活動については、お互いに培ってきた地域住民との関係性を尊重しつつ「社協だからこそできる活動、社協にしかできない活動を責任を持って展開していく」といった本会活動の原則を、旧波崎町地域に早期に広めていかなければならない。社会福祉協議会の存在理由は何か、住民や行政は社会福祉協議会に何を求め、何を期待しているのか、社会福祉協議会としてのあるべき姿はいかなるものかを今一度確認し、本来機能を踏まえた上で新たな活動範囲を見極め、組織全体の意思統一を図る必要がある。

旧神栖社協と旧波崎社協主な業務比較

	旧神栖社協	旧波崎社協
人口	49,359 (H.16.3.31)	38,854 (H.16.3.31)
世帯数	18,202 (H.16.3.31)	12,999 (H.16.3.31)
職員数	83人	11人
国家資格取得者数	28人(ケアマネ含)	0人
コーディネーター配置	2セクション5人	1人
委員会活動	7委員会	ボランティア委員会のみ
福祉総合相談	335件(平成16年度)	該当なし
広報事業	広報紙を月1回全戸配付	広報紙を年3回全戸配付
当事者の組織化	精神、発達障害、介護者等	該当なし
福祉体験講座	70回4067人に実施	29回827人に実施
権利擁護事業	鹿行地域基幹社協として実施	相談受付
福祉用具貸与事業	181件	車椅子30件
移送サービス	876件	該当なし
住民参加型サービス	302件	該当なし
介護保険事業	5事業所	該当なし
障害者支援費事業	2事業所	該当なし
障害者福祉作業所	定員30名で実施	該当なし
精神障害者関連事業	訪問・家族の集い・ヘルパー等	ホームヘルパー
ミニシルバー事業	該当なし	職員4名で実施

詳細は参考資料56ページ～

(2) より一層の「支援の充実が望まれる分野」への積極的な関わりの必要性

この10年間で高齢者支援に関する法整備が進み、様々な社会資源も整備されてきた。この流れは今後も修正を加えられながら継続するものと予測できる。これからはそれぞれのサービスの質が問われ、その評価、指導が地方自治体の責任において実施されることとなる。

本市においても高齢者の社会参加から介護支援に至るまでの社会資源が整備されてきており、本会の高齢者福祉分野における活動も、これまでのもので一定の役割を果たしてきた。今後は現状のサービス充実に努めることが重要で、これ以上の新たな取り組みの必要性は低いと思われる。したがってこれからは、高齢者支援への取り組みで培ったコミュニティ・ソーシャルワークの福祉専門技術と知識を、より総合的な地域福祉支援の求められる精神・知的・身体障害者をはじめ発達障害者支援法に明示された発達障害（児）者等の地域生活支援領域や幼児、児童・生徒の子育て支援、引きこもりへの対応、虐待予防ネットワークの構築といった本市における、より一層の「支援の充実が望まれる分野」で発揮し、これらの活動を積極的に進めていくことが必要となってくる。

更には地域福祉権利擁護事業や成年後見制度利用支援を包括する権利擁護センター等の設置を目指し、事業や制度の限界を少しでも拡大していけるような権利擁護（アドボカシー）の視点を取り組みの核におく総合的な対人援助を展開していく。

今後の社協には社会的に弱い立場にある人々の人間としての尊厳を守り、差別や偏見を払拭していくといった本来的ノーマライゼーション社会を目指すアドボカシー実践を、社協故にもてる福祉の先駆性と柔軟性、安定性と継続性を発揮し押し進めていくといった専門機関としての活動が求められる。

分野別の各種ネットワークづくり関係のつどい及び会議

ネットワーク名	開催頻度	対象者及び内容	主催
精神障害者地域生活支援ネットワーク会議	1回 / 1ヶ月	精神障害者支援に関わる医療・保健・福祉の専門職によるケアカンファ	社協
精神障害者家族の集い支援	1回 / 1ヶ月	精神障害者を抱える家族のセルフヘルプグループ支援	社協
アスペルガー症候群を考える会	1回 / 1ヶ月	アスペルガー症候群を抱える家族と支援者のグループ	社協
高次脳機能障害を考える会	1回 / 1ヶ月	高次脳機能障害を抱える家族と支援者のグループ	社協
知的障害者地域生活支援ネットワーク会議	1回 / 2ヶ月	知的障害者支援に関わる関係機関・団体・ボラ等によるケアカンファ	社協
地域福祉権利擁護事業鹿行社協連絡会	1回 / 6ヶ月	鹿行地域の権利擁護担当者及び生活支援員による研修・ケアカンファ	社協
地域ネットワーク勉強会	1回 / 1ヶ月	自由参加による福祉・保健・医療等に関する自主勉強会	社協
児童虐待防止ネットワーク会議	ケース発生時	児童虐待の予防・発見・対応に関わる関係機関による対策会議	市子ども課
地域ケア会議	1回 / 1ヶ月	生活課題を有する高齢者への地域生活支援に関わる検討会議	市高齢福祉課
ケアマネジャー定例会	1回 / 1ヶ月	市内で活動するケアマネジャーによる情報交換・研修・ケアカンファ	市高齢福祉課

(3) 中立・公正な団体としての機能発揮

本会は住民が社会福祉協議会の存在に気づき、理解し参加することによって福祉意識の醸成を図り、地域福祉の向上を図っていかうとする手段として直接解決機能（各種在宅福祉サービス）を拡大してきた。しかし、福祉基礎構造改革を具現化した新制度「介護保険」のスタートにより民間営利企業との競合関係が生まれ本会の直接サービスは住民から選択されるメニューのひとつになった。つまり、本会のサービスを選択した住民にとっては「解りやすい」「頼りになる」「近い存在」になったが、一方で介護保険参入の当初目的であった他の民間事業者（営利事業所）に対する牽制機能は「ケア市場」に参入した同業者としての立場から機能発揮しにくい状況になった。直接サービスの提供は地域福祉活動の中でも住民の生活課題を解決する重要なファクターであるが、あくまでも本会機能の一部であって決して福祉事業団のようにサービス提供が取り組みの全てではない。本会が介護保険制度や障害者支援費制度で契約型直接サービスを提供している目的は民間営利事業所が様々な理由により撤退した場合でも住民の不利益を最低限にとどめようとする「ミニマムサービスの確保」と、各種福祉サービスの「質的確保に向けた他機関への牽制」ということは今日でも変わらない。が、選ばれるサービスの提供と他の事業所も含めたサービス事業者全体の質的、量的向上を図るという相反する機能の発揮は本会自身に自己矛盾を生む結果となり、このままでは中立公正な機関としての立場は堅守できない状況にある。これら民間営利企業による福祉事業参入の流れは今後も加速すると予測でき、本会が住民全体を対象とした中立公正な福祉専門組織としての機能を発揮していくためには、早急に契約型直接サービス部門の位置付けを整理し、機能分化していく必要が生じてきている。

したがって、本会による在宅福祉サービスの中で、民間営利企業と同様の事業については、住民に対する需給バランスを検証し、民間営利企業による供給で十分に満たされる分野の契約型サービスについては、順次縮小・撤退していくことで本会の中立性を確保していく。ただし、この場合は単に縮小・撤退するのではなく、介護保険制度や障害者支援費制度（障害者自立支援法によるサービス提供）に該当せず、正に制度のハザマにあってサービスに手の届かない人々への支援に切り換えを行う。

具体的には、これまでの福祉用具貸与事業や訪問入浴事業などは、末期癌ターミナル患者が一時的に自宅に帰宅した場合のベット・床ずれ防止マット等の貸出・訪問入浴の提供等への切り換えや、ホームヘルプサービス等は障害者手帳、療育手帳の発行のない発達障害児（者）世帯への支援提供へと切り換えていくなど、本会サービス個々の機能は維持しつつ対象範囲を現行契約制度に合致しない人々へのものへと移行していくことで、民間営利企業との明確な棲み分けを図っていく必要がある。



3 . 第 2 次地域福祉活動計画の構成

基本構想	．．．	住民生活の基本的視点と社会福祉協議会活動の本来的機能を踏まえて実現を目指す方向性を示します。
基本計画	．．．	基本構想の方向に沿って、この計画期間中に展開する活動、実施する福祉サービス等の具体的な計画大綱です。
実施計画	．．．	基本計画で掲げた活動を実際に展開する実行計画です。

・基本構想、基本計画、実施計画に分け、具体的事業展開方法、内容を明記します。

・平成17年4月（2005年）から平成22年3月（2010年）までの5カ年計画です。

*本改訂版は平成18年4月（2006年）から平成22年3月（2010年）までの4カ年です。

4 . 今後の推進体制

- ・ 計画評価体系の確立

第2次計画策定委員を中心に計画進行管理委員会を設置し毎年定期管理を実施。

また、半年毎に実施している本会の「事業・活動評価」と連動し、各種活動の展開方法、職員体制等を定期的にチェックし、計画の妥当性、効率性を評価し方向修正を行う。また、計画4年次（平成20年度）より地域福祉活動第3次行動計画の策定に着手する。